

公益財団法人しまね女性センター行動計画

女性が職業生活において、十分にその能力を発揮し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

- 計画期間 平成28年10月1日～から平成32年3月31日（3年半）
※第4期指定管理期間満了日まで

■組織の現状と課題

- 〔現状〕 （1）役員を除けば、正規職員7名、非正規職員2名の9名体制である。
（2）職員全体に占める女性の割合は88.9パーセントと高く、既に女性が活躍している職場である。
- 〔課題〕 （1）今後も引き続き、女性が働きやすい職場環境が求められている。
（2）非正規職員の処遇改善が求められている。

■目標と取組内容・実施時期

目標1 非正規職員のうち1名を正規職員へ雇用転換する。

〔取組内容〕

- ・平成28年10月～ 自治研修所等が実施するキャリアアップ研修に、職員を参加させる。
- ・平成28年12月～ 職員の適性や経験年数等を踏まえ、正規職員への雇用転換を検討する。
- ・平成29年 1月～ 理事長や常務理事との意見交換を実施し、今後の働き方などについて、本人の意思を確認する。
- ・平成29年 4月～ 非正規職員1名を、正規職員に雇用転換する。

目標2 育児・介護休業制度等の活用を促す。

〔取組内容〕

- ・平成28年10月～ 生活環境の変化に柔軟に対応できるよう改めて当該制度を周知し、活用を促す。

目標3 年次有給休暇の取得を促進する。

〔取組内容〕

- ・平成28年10月～ 職員の勤務状況の的確な把握に努める。
- ・平成28年10月～ 朝礼時など様々な機会をとらえ、取得を促す。
- ・平成31年 4月～ 現状の年間11日を3割増加させ、15日とする。